
プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	個別の定めを設ける金融商品についての分析

I. 本資料の目的

1. 本資料では、金融商品会計基準等¹における組込デリバティブの区分処理に関する定めを再確認した上で、純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、一部の金融商品に関する ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 583 回企業会計基準委員会等²では、FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品として、次のものをお示しした。なお、本資料では、フェーズ 1 の対象となる金融商品を「債権及び債券等」という。
 - (1) 一定の指標に連動する債権及び債券等
 - ① 債務者等³の業績に連動する債権及び債券等
 - ② 外国為替相場に連動する債権及び債券等
 - ③ その他の指標（デリバティブが組み込まれた現物の金融資産（以下「主契約」という。）と同一通貨の物価指数⁴を除く。）に連動する債権及び債

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）及び企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「払込資本複合金融商品適用指針」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

² 第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）、第 261 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 2 日開催）及び第 45 回保険契約専門委員会（2026 年 9 月 9 日開催）を合わせて「第 583 回企業会計基準委員会等」という。

³ 本資料では、債務者及び債券の発行体を合わせて「債務者等」という。

⁴ IFRS 第 9 号において、レバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品については、

券等

- (2) 第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた債権及び債券等
- (3) 発行者の資本性金融商品に転換可能な債権及び債券等
- (4) 変動性を増大させる要素（レバレッジ）を含む債権及び債券等
- (5) 市場金利と逆方向に変動する債権及び債券等
- (6) 金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権及び債券等
- (7) 早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等
- (8) 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等
- (9) 利息の繰延条項が付された債権及び債券等
- (10) 利息の支払停止条項が付された債権及び債券等
- (11) 偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等
- (12) 原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等
- (13) 原商品プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等
- (14) 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 10 号」という。）Q1 に従い債券と同様に取り扱われる種類株式（以下「債券と同様に取り扱われる種類株式」という。）
- (15) 信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分

このうち、第 583 回企業会計基準委員会等では、上述 (1) から (5) の債権及び債券等についての分析をお示しした。

実質金利を反映していると考えられることから、SPPI 要件を満たすとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.13 項 金融商品 A）。このため、主契約と同一通貨の物価指数に連動する債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設ける必要はないと考えられることから、事務局の分析には含めないこととしていた。

3. 本資料では、金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めを再確認した上で、FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品のうち、前項(6)から(15)の金融商品に関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。なお、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権の取扱いについては、別途検討することを予定している。

III. 金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めの再確認

4. 複合金融商品（複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わせている金融商品）について、金融商品会計基準では、次の 2 つに区分して会計処理を定めている（金融商品会計基準第 35 項から第 40 項及び注 1）。

(1) 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

(2) その他の複合金融商品

払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

5. 前項(1)の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、金融商品会計基準等では、次のとおり取り扱うこととされている（金融商品会計基準第 35 項から第 39 項）。

(1) 転換社債型新株予約権付社債⁵：一体で会計処理（以下「一体処理」という。）（金融商品会計基準第 36 項）

(2) その他の新株予約権付社債⁶：新株予約権部分と社債部分を区分して会計処理（金融商品会計基準第 39 項）

その他の複合金融商品

⁵ 転換社債型新株予約権付社債とは、「募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）をあらかじめ明確にしている新株予約権付社債であって、会社法の規定に基づき発行されたもの」をいう（払込資本複合金融商品適用指針第 3 項）。

⁶ その他の新株予約権付社債とは、「転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債」をいう（払込資本複合金融商品適用指針第 21 項）。

(組込デリバティブの区分処理の判定)

6. 本資料第4項(2)のその他の複合金融商品とは、新株予約権以外のデリバティブ要素が組み込まれた金融商品であり、その他の複合金融商品適用指針に詳細な定めが設けられている。その他の複合金融商品（金融資産）に関する定めをまとめると、次のとおりである。

(1) 組込デリバティブの区分処理の取扱い

① 次のすべての要件を満たす複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第3項） ア. 組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（当該要件の具体的な判定については、本項(2)を参照。） イ. 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴⁷を満たすこと ウ. 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと	区分処理
② 損益を調整する複合金融商品（例：デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して受領するスキーム又は複数年に1回しか利払いがないスキーム）（その他の複合金融商品適用指針第7項）	区分処理
③ 組込デリバティブを管理上区分している複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第4項）	区分処理 できる
④ 上述以外のその他の複合金融商品（金融商品会計基準第40項）	一体処理

(2) 上述(1)①ア.の組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか否

⁷ 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている（金融商品実務指針第6項）。

- その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

かの判定

主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ ⁸ が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）	利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品	A-1	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。
	利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品	A-2	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。
他社株転換社債（その他の複合金融商品適用指針第6項(2)）		B	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。
主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ ⁸ が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第6項(3)）	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品	C-1	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。
	組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品	C-2	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。
重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金及びこれらに類する契約（その他の複合金融商品適用指針第6項(4)）		D	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。

⁸ その他の複合金融商品適用指針では、「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ」と「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ」が例示されている。詳細は、別紙2 参照のこと。

IV. ASBJ 事務局の分析

分析の進め方の再確認

7. 第 583 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という)の SPPI 要件を満たさない債権及び債券等の取扱いについて、次の分析をお示しした。

(第 583 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2 より抜粋)

18. 個別の商品ごとの詳細な検討は本資料第 23 項以降において行うが、組込デリバティブの区分処理を求めることを前提とすると、組込デリバティブの区分処理後において SPPI 要件を満たさない債権及び債券等は、主として次の特徴を有すると考えられる。
- (1) 組込デリバティブの区分処理を求める要件には該当しないものの、デリバティブが含まれている。
 - (2) 基本的な融資の取決めと関連がない契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティを生じさせる要素のうち、金融商品会計基準等に照らしてデリバティブに該当しないものが含まれている(例: 債務者等の業績に連動する金融商品)。
 - (3) 利息の支払いについて、金融商品の発行者に裁量権がある。
19. 前項に掲げた SPPI 要件を満たさない債権及び債券等は、一般的に市場金利の変動以外の要因に基づいたキャッシュ・フローの変動性に晒された投機的な要素を含んでいると考えられる。このような投機的な要素を含んでいる金融商品について、企業がそのような商品の特性を理解した上で保有していると考えられるため、評価差額を財務活動の成果と捉えて、当期の損益として認識することが考えられる。したがって、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等については FVPL で測定することを原則とした上で、次項以降において個別に検討することが考えられる。

8. 本資料においても、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等については FVPL で測定することを原則とした上で、本資料第 2 項(6)から(15)の債権及び債券等について検討を行うことが考えられる。
9. 分析にあたっては、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられることから、まず組込デリバティブの区分処理に関する

分析を行い、その上で、個別の定めを設けるかどうかについての分析を行う。ここで、組込デリバティブの区分処理の要件については別途検討することを予定しているため、本資料では現行の金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理の要件に基づき分析を行う。さらに、組込デリバティブの区分処理に関する分析においては、本資料第6項(1)③の組込デリバティブを管理上区分している場合については考慮に入れないこととする。

10. また、その他の複合金融商品については、組込デリバティブの区分処理の要件のうち、「当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと」（本資料第6項(1)①ウ.）の要件を満たすものと仮定し、次の要件を中心に分析を行う。

- (1) 組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第6項(1)①ア.）

- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと（本資料第6項(1)①イ.）

11. なお、「債券と同様に取り扱われる種類株式（本資料第2項(14)）」及び「信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分（本資料第2項(15)）」は、法形式が「株式」と「信託受益権」であり、通常一体で会計処理されていると考えられることから、組込デリバティブに関する検討は割愛する。

個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する分析

（金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権及び債券等）

組込デリバティブの区分処理に関する分析

12. 金利改定頻度と参照金利のテナー（期間）が一致しない債権及び債券等とは、金利改定期間とは異なる期間の金利指標に基づいて金利が変動する金融商品（例：常に10年スワップレートを参照するCMS債）である。
13. このような金融商品には、一般的に主契約と同一通貨の金利デリバティブ（例：Constant Maturity Swap (CMS)⁹）が組み込まれており、当該デリバティブによって元本又は利息が変動することになると考えられる。このため、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第

⁹ Constant Maturity Swap については、次のリンク先を参照いただきたい。
<https://www.smbcnikko.co.jp/terms/eng/c/E0096.html>

6 項(1)①イ.)」の要件を満たすと考えられる。

14. 主契約と同一通貨の金利デリバティブは、金融商品会計基準等において主契約と密接な関係にあるデリバティブとして取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)①）。

15. このため、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品（本資料第 6 項(2)C-1）に該当する場合には、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第 6 項(1)①ア.)」の要件を満たさず、一体処理されると考えられる。

他方、組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品（本資料第 6 項(2)C-2）に該当する場合には、組込デリバティブの区分処理の要件を満たし、組込デリバティブが区分処理されると考えられる。

16. 組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられる。上述の内容を踏まえ、一体処理されると考えられる次の金融商品に個別の定めを設けるかどうかの分析を行う。

(1) 組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる債権及び債券等（例：6 か月ごとに改定される金利が「10 年スワップレート α （固定）」で決定される CMS 債）

個別の定めを設けるかどうかの分析

17. IFRS 第 9 号において、金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない金融商品は、貨幣の時間価値が改変されていることから、当該改変を評価して SPPI 要件を満たすかどうかを判定することが要求されている。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9B 項及び IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 B)。
18. 改変後の貨幣の時間価値要素の評価は、次の項目を比較し、各報告期間における影響、当該金融商品の存続期間にわたる累積的な影響を考慮することとされている。また、合理的に考え得るシナリオに基づいて、将来の契約上のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある要因¹⁰も考慮しなければならないとされている。(IFRS

¹⁰ 例えば、期間が 5 年で変動金利が 6 か月ごとに 5 年物金利に改定される債券を評価する場合には、5 年物金利と 6 か月物金利との間の関係が当該金融商品の存続期間にわたり変化して、当該金融商品の存続期間にわたる「(1) 契約上の（割引前の）キャッシュ・フロー」が「(2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう（割引前の）ベンチマーク・キャッシュ・フロー」と著しく異なることとなる可能性があるのかも考慮しなければならない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9D 項)

第 9 号 B4. 1. 9C 項及び B4. 1. 9D 項)。

(1) 契約上の (割引前の) キャッシュ・フロー

(2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう (割引前の) キャッシュ・フロー (ベンチマーク・キャッシュ・フロー)

19. また、評価日時点における金利カーブが、参照金利と金利改定頻度と同じテナーの同一通貨の金利との相違が重要ではないという理由だけでは、SPPI 要件を満たすということを結論付けることはできないとされている (IFRS 第 9 号 B4. 1. 9D 項)。
20. 上述の内容を踏まえると、金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない金融商品には、SPPI 要件を満たすものと SPPI 要件を満たさないものが混在していると考えられる。
21. ここで、すべての企業に改変後の貨幣の時間価値要素の評価を常に要求することによる負担は大きいと考えられる。また、このような債権及び債券等を保有する企業は、このような投機的な要素が含まれた商品の特性を理解して上で保有していると考えられる。
22. 前項の状況を踏まえると、金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない金融商品については、FVPL で測定するように個別の定めを設けつつ、①契約上の割引前キャッシュ・フローが②貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう割引前キャッシュ・フロー (ベンチマーク・キャッシュ・フロー) と比較して、著しく異なっていない又は著しく異なる可能性がない場合には反証可能とすることが考えられる。

(早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

23. 早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等とは、契約で定められた条件を達成した又は達成しない場合に償還条件 (例：償還金額) が変化する早期償還条項が付された金融商品 (例：契約で定められた条件を達成した場合に、投資した元本よりも低い価格で期限前償還される金融商品) である。
24. 金融商品会計基準等において、「重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金及びこれらに類する契約」については、組込デリバティブのリス

クが主契約に及ぶ可能性があるものとして取り扱うこととされている（本資料第6項(2)D）。このため、早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等は、「組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること（本資料第6項(1)①ア.）」の要件を満たす可能性があると考えられる。

25. しかしながら、このような金融商品に組み込まれている早期償還条項は、債務者又は債券の発行者が自身の裁量により早期償還を要求できるものであり、一般的に金融商品会計基準等におけるデリバティブの特徴（基礎数値に関する特徴）を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。
26. このため、早期償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第6項(1)①イ.）」の要件を満たさず、一体処理されると考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

27. IFRS 第9号において、償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権及び債券等については、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第9号B4.1.14項 金融商品H）。これは、このような契約条件が、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないものを持ち込むものであり、また早期償還後の契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみとはいえないためであると考えられる（IFRS 第9号B4.1.14項 金融商品H及びB4.1.10項）。
28. このため、償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる金融商品については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

（国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等）

組込デリバティブの区分処理に関する分析

29. 国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等とは、債務者等の経営破綻や財政危機に陥ったと規制当局等が認定した場合に元本削減等が要求される契約条件が付された金融商品（例：ペイルイン条項が付された金融商品）である。

30. このような契約条件は、一般的に金融商品会計基準等におけるデリバティブの特徴（基礎数値に関する特徴）を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第6項(1)①イ.）」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

31. IFRS 第9号において、国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等について、金融商品の契約条件において当該金融商品の保有者に損失を課すことを許容又は要求しており、当該契約条件が真正のものである場合には、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第9号 B4.1.13 項 金融商品 E）。これは、保有者に損失を課す権限が行使された後の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみとはいえないためであると考えられる（2013年9月 IASB Update 及び AP6E）。
32. 前項の内容を踏まえると、国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等については、金融商品の契約条件において当該金融商品の保有者に損失を課すことを許容又は要求しており、当該契約条件が真正のものである場合に、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。
33. 他方、このような契約条件が発動されることは、通常極めて稀であるとも考えられる。IFRS 第9号では、極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみ契約上のキャッシュ・フローに影響するものは、契約上のキャッシュ・フローの特性が真正ではない (not genuine) ものとして取り扱うこととされ、金融資産の分類に影響しないとされている（IFRS 第9号 B4.1.18 項）。
34. 前項の内容を踏まえると、国の破綻処理機関からの要求により金融商品の保有者に損失を課すという契約条件は真正ではないものとみなすこととし、結果的に個別の定めを設けないことも考えられる。

(利息の繰延条項が付された債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

35. 利息の繰延条項が付された債権及び債券等とは、債務者又は債券の発行者が利息の支払いを延長できる契約条件が付された金融商品である。このような契約条件は、

債務者又は債券の発行者が自身の裁量により利息の支払いの延期を要求できるものであり、一般的に金融商品会計基準等におけるデリバティブの特徴（基礎数値に関する特徴）を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、利息の繰延条項が付された債権及び債券等については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第6項(1)①イ.）」の要件を満たさず、一体処理されると考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

36. 利息の繰延条項が付された債権及び債券等には、次の2つのパターンが存在すると考えられる。
- (1) 繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生する債権及び債券等
 - (2) 繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生しない債権及び債券等
37. IFRS 第9号において、前項(1)の「繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生する債権及び債券等」は、SPPI 要件を満たす可能性があるとされている（IFRS 第9号 B4.1.14 項 金融商品 H）。これは、利息を繰り延べた後の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである可能性があるためであると考えられる（IFRS 第9号 B4.1.10 項）。
38. 他方、本資料第36項(2)の「繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生しない債権及び債券等」は、利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第9号 B4.1.14 項 金融商品 H）。これは、利息を繰り延べた後の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみとはいえないためであると考えられる（IFRS 第9号 B4.1.10 項）。
39. 上述の内容を踏まえると、利息の繰延条項が付された債権及び債券等のうち、本資料第36項(2)の「繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生しない債権及び債券等」について、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

(利息の支払停止条項が付された債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

40. 利息の支払停止条項が付された債権及び債券等とは、債務者又は債券の発行者が利息の支払いを停止できる契約条件が付された金融商品である。このような契約条件は、債務者又は債券の発行者が自身の裁量により利息の支払いを行わないことを選

扱できるものであり、一般的に金融商品実務指針におけるデリバティブの特徴（基礎数値に関する特徴）を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、利息の支払停止条項が付された金融商品については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第6項(1)①イ.）」の要件を満たさず、一体で会計処理されていると考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

41. 利息の支払停止条項が付された債権及び債券等について、IFRS 第9号において個別の定めは設けられていない。ただし、このような契約条件は、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないものを持ち込む契約条件であり、また利息の支払停止後の契約上のキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみとはいえないと考えられる（IFRS 第9号B4.1.14項 金融商品H及びB4.1.10項）。このため、一般的にSPPI要件を満たさないと考えられる。
42. 上述の分析を踏まえると、利息の支払停止条項が付された債権及び債券等については、FVPLで測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

(偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

43. IFRS 第9号の偶発的な要素により金利が調整される金融商品に関するガイダンスは、IFRS 第9号の分類及び測定に関する適用後レビューを通じて識別されたサステナビリティ連動要素等の偶発的な要素により元本又は金利が調整される金融商品の分類に関する実務上の課題への対応として開発されたものである。このため、偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等には、サステナビリティ連動要素を含む債権及び債券等が含まれると考えられる。
44. ここで、サステナビリティ連動要素は、一般的に金融商品会計基準等におけるデリバティブの特徴（基礎数値に関する特徴）を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、利息の繰延条項が付された債権及び債券等については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす（本資料第6項(1)①イ.）」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

45. IFRS 第 9 号において、偶発的な要素により元本又は金利が調整される債権及び債券等については、(1)契約上のキャッシュ・フローと(2)契約条件が同等であるが偶発的な要素がない債権及び債券等に係る契約上のキャッシュ・フローを比較して、契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて大きく異なる場合に限り、SPPI 要件を満たすとされている(IFRS 第9号B4. 1. 10A 項及びB4. 1. 13 項 金融商品EA)。

他方、(1)契約上のキャッシュ・フローと(2)契約条件が同等である偶発的な要素がない債権及び債券等に係る契約上のキャッシュ・フローを比較して、大きく異なる可能性がある場合には、SPPI 要件を満たさないとされている(IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項)。

46. 上述の内容を踏まえると、偶発的な要素により元本又は金利が調整される債権及び債券等のうち、(1)契約上のキャッシュ・フローと(2)契約条件が同等である偶発的な要素がない債権及び債券等に係る契約上のキャッシュ・フローを比較して、大きく異なる可能性がある債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

47. ここで、本資料第 45 項のとおり、偶発的な要素により金利が調整される金融商品に関するガイダンスは、サステナビリティ連動要素を有する金融商品の分類に関する実務上の課題への対応として開発されたものであるが、このような金融商品の契約上のキャッシュ・フローが偶発的な要素がない金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、大きく異なるような状況は限定的であると考えられる。このような状況を踏まえると、上述の内容を結論の背景に記載することが考えられる。

(原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

48. 原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等とは、原資産の稼働状況に連動して元本又は利息が変動する要素を含む金融商品(例：原資産である特定の有料道路の利用状況に応じて元本又は利息が変動する金融商品)である。当該変動要素は、一般的に金融商品実務指針におけるデリバティブの特徴(基礎数値に関する特徴)を満たさず、デリバティブとして取り扱われていないと考えられる。このため、債務者等の業績に連動する金融商品については、「組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす(本資料第 6 項(1)①イ.)」の要件を満たさず、一体処理されることが考えられる。

個別の定めを設けるかどうかの分析

49. IFRS 第 9 号において、原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権

及び債券等については、実質的に特定の資産又はキャッシュ・フローに対する投資を表しており、基本的な融資の取決めと整合しないことから、SPPI 要件を満たさないとされている (IFRS 第 9 号 B4.1.16 項)。これは、原資産の稼働状況に連動する金融商品から生じるキャッシュ・フローが、SPPI 要件を満たさないとされている「債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合 (IFRS 第 9 号 B4.1.8A 項)」と実質的に同じ状況にあるためと考えられる。

50. このため、原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

(原資産プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等)

組込デリバティブの区分処理に関する分析

51. IFRS 第 9 号において、「契約上リンクしている金融商品 (contractually linked instruments)」とは、ノンリコース要素を有する金融商品のうち、ウォーターフォール支払構造を通じて設定された支払順位に従って、原資産プールから生じるキャッシュ・フローが契約上相互に関連する商品に配分されるような金融商品（すなわち、トランシェ分けされた優先劣後構造を有する金融商品）であるとされている¹¹ (IFRS 第 9 号 B4.1.20 項)。
52. また、原資産プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券とは、原資産プールが SPPI 要件を満たさない金融商品又は元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等である契約上のキャッシュ・フローを有していない金融商品で構成されている契約上リンクしている金融商品（例：残価リスクの対象となっている、又は市場賃料率に連動している変動リース料を原資産とする劣後債権）である。
53. このような金融商品は、分類を検討しているトランシェの契約条件によってはデリバティブを含んでいる場合もあると考えられるが、分析の便宜上、本資料では、当該金融商品が一体処理されるものと仮定して分析を進める。

個別の定めを設けるかどうかの分析

¹¹ 「契約上リンクしている」という用語は、異なるトランシェ間の関係、並びにそれらに関連した権利及び義務（キャッシュ・フローが配分される順序を含む）が、分類しようとしている金融商品の契約条件において定められている取引を指しているとされている。(IFRS 第 9 号 BC4.290 項)

54. IFRS 第 9 号において、契約上リンクしている金融資産については、次のすべてに該当する場合のみ SPPI 要件を満たすとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.21 項から B4.1.24 項）。
- (1) 分類を検討しているトランシェの契約条件（原金融商品プールへのルック・スルーはしないで判定する）が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる。
 - (2) 原金融商品プールが基本的に SPPI 要件を満たす（又は同等である）キャッシュ・フロー特性を有している。
 - (3) 当該トランシェに内在する原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか又はそれ以下である。
55. SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等は、前項(2)の要件を満たさないことから、SPPI 要件を満たさないとされている（IFRS 第 9 号 B4.1.21 項、B4.1.23 項及び B4.1.25 項）。このため、原資産プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている金融商品については、FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる。

（債券と同様に取り扱われる種類株式）

個別の定めを設けるかどうかの分析

56. 実務対応報告第 10 号において、次の種類株式については、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、債券と同様に取り扱うことが適当であるとされている（実務対応報告第 10 号 Q1）。
- (1) 発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式
 - (2) 発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式
- 上述の種類株式の取扱いは、金融商品会計基準及び金融商品実務指針の考え方を踏まえたものであるとされている（実務対応報告第 10 号 目的）。
57. IFRS 第 9 号では、債券と同様に取り扱われる種類株式と同様の定めは設けられていない。このため、IFRS 第 9 号では、企業が保有する種類株式が SPPI 要件を満たすかどうかを判定することになると考えられる。この点、我が国において発行される種類株式については、配当決議（取締役会の決議を含む。）が必要と考えられる

ことから、「債務者の収益又は純利益に対する取り分を表している場合（IFRS 第 9 号 B4.1.8A 項）」に該当し、SPPI 要件を満たさない金融商品として取り扱われていると考えられる。

58. ここで、本プロジェクトにおいて、金融商品会計基準等における債権及び債券等の取扱いを見直した場合には、債券と同様の性格を有する種類株式の範囲についても見直す必要があると考えられる。また、株式については、フェーズ 2 において検討することを予定している。このような状況を踏まえると、債券と同様に取り扱われる種類株式については、フェーズ 1 の対象外とし、フェーズ 2 において改めて検討することが考えられる。

（信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分）

個別の定めを設けるかどうかの分析

59. 金融商品会計基準等では、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合の取扱いについて、「企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する」こととされている（金融商品実務指針第 100 項(2)）。
60. IFRS 第 9 号では、金融商品会計基準等における譲渡金融資産の残存部分の取扱いと同様の定めは設けられていない。また、譲渡金融資産の残存部分の契約上のキャッシュ・フローは、当初の契約条件ではなく、信託契約に基づいて定められていると考えられる。このため、IFRS 第 9 号では、企業が保有する信託受益権が SPPI 要件を満たすかどうかを判定することになると考えられる。
61. ここで、信託受益権については、フェーズ 2 において検討することを予定している。このため、信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分についても、フェーズ 1 の対象外とし、フェーズ 2 において改めて検討することが考えられる。

（小括）

62. 上述の分析をまとめると、別紙 1 のとおりである。

ディスカッション・ポイント

本資料第7項から第62項の事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙１：個別の定めを設ける候補となる金融商品（本資料第２項(6)から(15)）

# (本資料第 2 項に示す 金融商品と の関係)	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（日本基準）			IFRS 第 9 号において SPPI 要件を満たさず、 FVPL 処理が強制される と考えられる金融商品	FVPL で測定するように 個別の定めを設けることが 考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同 一条件の独立したデリ バティブが、デリバテ ィブの特徴を満たすか （その他の複合金融 商品適用指針第 3 項 (2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性が あるか（その他の複合金融商品適用指針第 3 項(1)）			
				主契約と密接な関係に ないもの （その他の複合金融商品 適用指針第 6 項(1)）	主契約と密接な関係に あるもの （その他の複合金融商品 適用指針第 6 項(2)）		
(6)-1	金利改定頻度と参照金利のテ ナーが一致しない債権及び債 券等	組込デリバティブのリスクが主契 約の当初元本に及ぶ可能性が低い といえる債権及び債券等（本資料 第 6 項(2)C-1） （例：6 か月ごとに改定される金利 が「10 年スワップレート－α（固 定）」で決定される CMS 債）	○ 金利デリバティブ			(1) 契約上の割引前キャ ッシュ・フローと(2) 貨 幣の時間価値要素が改 変されていないとした 場合に生じるであろう 割引前キャッシュ・フ ロー（ベンチマーク・ キャッシュ・フロー） と比較して、著しく異 なる又はその可能性が ある場合には ○（FVPL）	○ (1) 契約上の割引前キャッシュ・フロ ーと(2) 貨幣の時間価値要素が改変さ れていないとした場合に生じるであろ う割引前キャッシュ・フロー（ベンチ マーク・キャッシュ・フロー）を比較 して、著しく異なっていない又は著し く異なる可能性がない場合には反証可 能とする。
(6)-2		組込デリバティブのリスクが主契 約の当初元本に及ぶ可能性が低い とはいえない債権及び債券等（本 資料第 6 項(2)C-2）	○ 金利デリバティブ		○：区分処理		
(7)	早期償還が元本残高及び当該 残高に対する利息の支払を実 質的に反映しない金額で行わ れる債権及び債券等	（例：契約で定められた条件を達 成した場合に、投資した元本より も低い価格で期限前償還される金 融商品）				○（FVPL）	○
(8)	国の破綻処理機関が特定の状 況において保有者に損失を課 す権限を有している債権及び 債券等	（例：バイルイン条項が付された金 融商品）				保有者に損失を課すこ とを許容又は要求する 内容が契約条件に含ま れており、当該契約条件 が真正(genuine)なもの である場合には ○（FVPL）	案 1：金融商品の契約条件において当 該金融商品の保有者に損失を課すこと を許容又は要求しており、当該契約条 件が真正のものである場合に、 <u>FVPL で 測定するように個別の定めを設ける。</u> 案 2：国の破綻処理機関からの要求に より金融商品の保有者に損失を課すと いう契約条件は真正ではないものとみ なすこととし、 <u>個別の定めを設けない。</u>

# (本資料第2 項に示す金融商品との関係)	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（日本基準）			IFRS 第9 号においてSPPI 要件を満たさず、FVPL 処理が強制されることが考えられる金融商品	FVPL で測定するように個別の定めを設けることが考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすか（その他の複合金融商品適用指針第3 項(2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか（その他の複合金融商品適用指針第3 項(1)）			
				主契約と密接な関係にないもの（その他の複合金融商品適用指針第6 項(1)）	主契約と密接な関係にあるもの（その他の複合金融商品適用指針第6 項(2)）		
(9)-1	利息の繰延条項が付された債権及び債券等	繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が発生する債権及び債券等					
(9)-2		繰り延べられた利息の金額に追加的な利息が <u>発生しない</u> 債権及び債券等				○（FVPL）	○
(10)	利息の支払停止条項が付された債権及び債券等	—				○（FVPL）	○
(11)-1	偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等	(1)契約上のキャッシュ・フローが、(2)偶発的な要素を除き同等の契約条件である金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて大きく異なる債権及び債券等					
(11)-2		(1)契約上のキャッシュ・フローが、(2)偶発的な要素を除き同等の契約条件である金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、大きく異なる可能性がある債権及び債券等				○（FVPL）	○ なお、サステナビリティ連動要素を有する金融商品については、偶発的な要素を除き同等の契約条件である金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、大きく異なるような状況は限定的であると考えられる旨を結論の背景に記載することが考えられる。

# (本資料第2項に示す金融商品との関係)	金融商品の種類		組込デリバティブの区分処理（日本基準）			IFRS 第9号においてSPPI要件を満たさず、FVPL処理が強制されることが考えられる金融商品	FVPLで測定するように個別の定めを設けることが考えられる金融商品（案）
			組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすか（その他の複合金融商品適用指針第3項(2)）	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか（その他の複合金融商品適用指針第3項(1)）			
				主契約と密接な関係にないもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）	主契約と密接な関係にあるもの（その他の複合金融商品適用指針第6項(2)）		
(12)	原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権及び債券等	（例：原資産である特定の有料道路の利用状況に応じて元本又は利息が変動する金融商品）				○（FVPL）	○
(13)	原商品プールがSPPI要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等	（例：残価リスクの対象となっている、又は市場賃料率に連動している変動リース料を原資産とする劣後債権）	トランシェの契約条件次第			○（FVPL）	○
(14)	債券と同様に取り扱われる種類株式	—				○（FVPL）	フェーズ2で検討することが考えられる。
(15)	信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分	—	保有する信託受益権の契約条件次第			○（FVPL）	フェーズ2で検討することが考えられる。

以上

別紙2：その他の複合金融商品適用指針における組込デリバティブの区分処理に関する定め

(組込デリバティブの区分処理の判定)

1. その他の複合金融商品とは、新株予約権以外のデリバティブ要素が組み込まれた金融商品である。金融商品会計基準等では、次の複合金融商品について、組込デリバティブと組込対象である債権及び債券等（以下「主契約」という。）を区分して会計処理することとされている（その他の複合金融商品適用指針第3項及び第7項）。

(1) 次のすべての要件を満たす複合金融商品

- ① 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
- ② 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴¹²を満たすこと
- ③ 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

(2) デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に1回しか利払いがないスキーム等の損益を調整する複合金融商品

2. また、管理上、組込デリバティブ（前項(1)②の要件を満たすものに限る。）を区分している場合には、当該組込デリバティブを区分処理することができるとされている（その他の複合金融商品適用指針第4項）。

(別紙2の第1項(1)①の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債

¹² 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている（金融商品実務指針第6項）。

- (4) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- (5) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (6) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

に及ぶ可能性があること」の判定)

3. 別紙2の第1項(1)①の要件について、その他の複合金融商品適用指針では、「他社株転換社債」及び「重要な損失をもたらす行使価格の付いた期限前償還権付債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約」は、当該要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(2)及び(4)）。
4. また、その他の複合金融商品適用指針には、別紙2の第1項(1)の要件に関する詳細なガイダンスが設けられており、組込デリバティブの性質に応じて、次の2つに区分して判定することとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)及び(3)）。
 - (1) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にないデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品
 - (2) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にあるデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品

主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品

5. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にないデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）。
 - (1) 株式相場又は株価指数に係るデリバティブ
 - (2) 現物商品相場又は現物商品指数に係るデリバティブ
 - (3) 外国為替相場に係るデリバティブ
 - (4) 気象条件に関する指標に係るデリバティブ
 - (5) 第三者の信用リスクに係るデリバティブ（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合を除く。）
6. 主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品については、基本的に別紙2の第1項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第6項(1)）。

ただし、受取利息のみがデリバティブ要素によって変動する又は受取利息がマ

イナスとはならないフロアーが付いた複合金融商品である金融資産（以下「利息のみが連動する債権及び債券等」という。）については、契約上、当初元本を毀損しないため、別紙 2 の第 1 項 (1) の要件は満たさないとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項 (1) ただし書き）。

主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品

7. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にあるデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項 (3)）。
 - (1) 契約と同一通貨である金利に係るデリバティブ
 - (2) 契約と同一通貨である物価指数に係るデリバティブ
 - (3) 契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ
8. また、次のデリバティブについては、前項 (3) の「契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ」に準じて取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項 (3) 及び第 26 項）。
 - (1) 実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる複合金融商品に組み込まれた第三者の信用リスクに係るデリバティブ
9. 主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品について、金融商品会計基準等では、契約上、フロアーが付いていないため受取利息がマイナスとなる可能性があるもの又はオプションを売却している等により当初元本を毀損する可能性があるもの（以下「元本を毀損する可能性がある債権及び債券等」という。）は、別紙 2 の第 1 項 (1) の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項 (3)）。

ただし、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、別紙 2 の第 1 項 (1) の要件は満たさないとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項 (3) ただし書き及び第 25 項）。
10. また、別紙 2 の第 6 項に示した利息のみが連動する債権及び債券等（金融資産）については、契約上、当初元本を毀損しないため、別紙 2 の第 1 項 (1) の要件は満

たさないと考えられる（その他の複合金融商品適用指針第5項）¹³。

以 上

¹³ なお、複合金融商品が金融負債である場合には、組込デリバティブにより現物の金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上となる可能性がある場合に、別紙2の第1項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第5項）。

別紙 3：IFRS 第 9 号における SPPI 要件に関するガイダンス等**(一定の指数に連動する金融商品)**インフレ指数に連動する金融商品

1. 元本及び利息の支払がレバレッジのないインフレ指数に連動している金融商品（元本保証あり）については、インフレ指数に連動することによって貨幣の時間価値が現在の水準に更改されることとなる。換言すると、この金融商品の金利は「実質」金利を反映していると考えられるため、SPPI 要件を満たすと考えられる。（IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 A）

債務者等の業績や市場で決定される指数に連動する金融商品

2. 利息の支払が債務者等の業績（例：債務者等の純利益）や市場で決定される指数（例：株価指数、炭素価格指数）といったその他の変数に連動する金融商品については、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合しないリターンを反映していることから、SPPI 要件を満たさないと考えられる。ただし、債務者等の業績への連動により生じる調整が、当該金融商品の信用リスクの変動について保有者に補償するだけのものであり、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみとなる場合は、SPPI 要件を満たす可能性があると考えられる。（IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 A 及び B4. 1. 14 項 金融商品 I）

(変動金利金融商品)

3. 変動金利金融商品について、存続期間中に金利（例：LIBOR などの指標金利）が改定されること自体は SPPI 要件を否定するものではなく、利息が当該金融商品に関する貨幣の時間価値、信用リスク並びに他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価と利益マージンを反映したものである限りは SPPI 要件を満たす可能性がある（IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 B 及び B4. 1. 7A 項）。

金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない（貨幣の時間価値要素が改変されている）金融商品

4. 変動金利金融商品について、借手が 3 か月ごとに改定される 1 か月物金利を支払うことを選択できる場合や契約金利が金融商品の残存期間を超える期間に基づいている場合（例：満期が 5 年の金融商品の支払う変動金利が定期的に改定されるが、常に 5 年の満期を反映する場合）には、金利は金利の期限と一致しない頻度で改定されることから、貨幣の時間価値要素が改変されている。（IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 B）

5. 貨幣の時間価値要素が改変されている場合には、当該改変を評価して SPPI 要件を満たすかを判定しなければならないとされている。当該判定については、定性的評価によって行うことができる場合があるが、定量的評価を行うことが必要な場合もあるとされている。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9B 項及び IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 B)
6. 改変後の貨幣の時間価値要素の評価は、次の項目を比較し、各報告期間における影響、当該金融商品の存続期間にわたる累積的な影響を考慮することとされている。また、合理的に考え得るシナリオに基づいて、将来の契約上のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある要因¹⁴も考慮しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9C 項及び B4. 1. 9D 項)
 - (1) 契約上の（割引前の）キャッシュ・フロー
 - (2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう（割引前の）キャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）
7. ただし、分析をほとんど又は全くしなくても、前項(1)が(2)と著しく異なる可能性がある（又は異なる可能性がない）ことが明らかである場合には、詳細な評価を行う必要はないとされている。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9C 項)

変動金利に上限が定められている金融商品

8. 変動金利に上限が定められている金融商品は、固定金利金融商品と変動金利金融商品を組み合わせたものと考えることができる。組み合わされた固定金利金融商品と変動金利金融商品のいずれの利息も当該金融商品に関する貨幣の時間価値、信用リスク並びに他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価と利益マージンを反映したものである場合には、変動金利に上限が定められている金融商品についても SPPI 要件を満たす可能性がある。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 C 及び B4. 1. 7A 項)

(担保で保全されているフル・リコース金融商品)

9. フル・リコース金融商品が担保で保全されていること自体は、SPPI 要件を満たすか

¹⁴ 例えば、期間が 5 年で変動金利が 6 か月ごとに 5 年物金利に改定される債券を評価する場合には、5 年物金利と 6 か月物金利との間の関係が当該金融商品の存続期間にわたり変化して、当該金融商品の存続期間にわたる「(1) 契約上の（割引前の）キャッシュ・フロー」が「(2) 貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう（割引前の）ベンチマーク・キャッシュ・フロー」と著しく異なることとなる可能性があるのかどうかも考慮しなければならない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 9D 項)

どうかの分析に影響しない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 D)

(国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している金融商品)

10. SPPI 要件は、金融商品の契約条件に基づいて判定を行うものである。このため、契約条件ではない国の破綻処理機関が当該金融商品の保有者に損失を課す権限だけから生じる支払は、SPPI 要件を判定する上で考慮しない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 E)
11. ただし、金融商品の契約条件において、当該金融商品の保有者に損失を課すことを許容又は要求している場合には、当該契約条件が真正 (genuine) のものである限り、たとえそうした損失が課される確率が低い場合であっても SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 13 項 金融商品 E)

(偶発的な要素により金利が調整される金融商品)

12. 炭素排出量目標の達成という偶発的な要素により金利が調整される金融商品については、契約条件が同等であるが炭素排出量に連動した偶発的な要素がない金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローと比較して、契約上可能性のあるすべてのシナリオにおいて大きく異なる場合に限り、SPPI 要件を満たす。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 10 項、B4. 1. 10A 項及び B4. 1. 13 項 金融商品 EA)

(発行者の資本性金融商品に転換可能な金融商品)

13. 発行者の資本性金融商品 (例：株式) に転換可能な金融商品については、当該金融商品のリターンが発行者の資本の価値に連動しており、基本的な融資の取決めと整合しないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 14 項 金融商品 F)

(逆変動金利を支払う金融商品)

14. 金利が市場金利と逆方向に変動する金融商品については、利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 14 項 金融商品 G)

(利息の繰延条項が付された金融商品)

15. 利息の繰延条項が付された金融商品については、繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生する場合には、SPPI 要件を満たす可能性がある。(IFRS 第 9 号 B4. 1. 14 項 金融商品 H)

16. 他方、繰り延べられた利息の金額に係る追加的な利息が発生しない金融商品については、結果的に利息の金額が元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではないことから、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.14 項 金融商品 H)

(償還条項が付された金融商品)

17. 償還条項が付された金融資産については、償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる場合には、SPPI 要件を満たさない。(IFRS 第 9 号 B4.1.14 項 金融商品 H)
18. 他方、発行者（すなわち、債務者）が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者（すなわち、債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額（これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を表している場合には、SPPI 要件を満たすと考えられる。(IFRS 第 9 号 B4.1.11 項 (b))
19. また、次のすべてに該当する場合には、SPPI 要件を満たす可能性があるとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.12 項)
- (1) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。
 - (2) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した（しかし未払の）利息（これには、契約の早期解約に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を表している。
 - (3) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

(永久金融商品)

20. 永久金融商品は、事実上、連続した複数の延長オプションが組み込まれた金融商品であるとされている。このような延長オプションが組み込まれた金融商品について、延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（これには、契約の延長に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）となる場合には、SPPI 要件を満たすと考えられる。(IFRS 第 9 号 B4.1.11 項 (c) 及び B4.1.14 項 金融商品 H)

(ノンリコース要素を含む金融商品（契約上リンクしている金融商品を除く。))

21. ノンリコース要素を含む金融商品とは、キャッシュ・フローを受け取る最終的な権利が特定の資産の生み出すキャッシュ・フローに契約で限定されている金融商品である。このような金融商品については、主として債務者等の信用リスクではなく特定の資産の履行リスクに晒されていることから、形式的には元本及び利息として表示されていたとしても、実質的には基本的な融資の取決めと整合せず、SPPI 要件を満たさない場合があるとされている。(IFRS 第9号 B4.1.15 項から B4.1.16 項及び BC4.280 項)
22. 例えば、契約条件で、金融資産のキャッシュ・フローが特定の有料道路を使用する自動車が多くなるほど増加すると定めている場合には、当該契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合せず、SPPI 要件を満たさないとされている。(IFRS 第9号 B4.1.16 項)
23. ノンリコース要素を有していることや原資産が非金融資産であることは、必ずしも SPPI 要件を満たすことを妨げないものの、(1)特定の原資産又はキャッシュ・フローと(2)分類しようとしている金融資産の契約上のキャッシュ・フローとの間の結び付きについて、「ルック・スルー」して検討しなければならないとされている。また、この結び付きが他の契約上の取決め(債務者等が発行した劣後債務又は資本性金融商品など)の影響をどのように受けるのかも検討しなければならないとされている。(IFRS 第9号 B4.1.17 項)

(劣後金融商品)

24. 劣後金融商品(他の商品に劣後する金融商品)についても、債務者等の不払が契約違反に該当し、かつ債務者等の倒産の場合であっても保有者が元本及び元本残高に対する利息の未払金額に対する契約上の権利を有する場合には、SPPI 要件を満たす可能性があるとされている。(IFRS 第9号 B4.1.19 項)

(契約上リンクしている金融商品)

25. 「契約上リンクしている金融商品 (contractually linked instruments)」とは、ノンリコース要素を有する金融商品のうち、ウォーターフォール支払構造を通じて設定された支払順位に従って、原資産プールから生じるキャッシュ・フローが契約上相互に関連する商品に配分されるような金融商品(すなわち、トランシェ分けされた優先劣後構造を有する金融商品)である¹⁵。(IFRS 第9号 B4.1.20 項)

¹⁵ 「契約上リンクしている」という用語は、異なるトランシェ間の関係、並びにそれらに関連した権利及び義務(キャッシュ・フローが配分される順序を含む)が、分類しようとしている

26. ただし、優先的な負債性金融商品が支払可能とならない限り、劣後的な負債性金融商品を売却する実際上の能力を有さないような場合、このような負債性金融商品は、契約上リンクしている金融商品には該当しないとされている。(IFRS 第9号 B4.1.20A 項)
27. 契約上リンクしている金融資産については、次のすべてに該当する場合のみ SPPI 要件を満たすとされている。(IFRS 第9号 B4.1.21 項から B4.1.24 項)
- (1) 分類を検討しているトランシェの契約条件（原金融商品プールへのルック・スルーはしないで判定する）が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる（例：当該トランシェに係る金利がコモディティ指数に連動していない）。
 - (2) 原金融商品プールには SPPI 要件を満たす（又は同等である¹⁶⁾）1つ又は複数の金融商品が含まれており、その他の金融商品は次のいずれかである。また、原金融商品プールについては、キャッシュ・フローを（パス・スルーではなく）生み出している原金融商品プールが特定できるまで、ルック・スルーを行わなければならない。
 - ① 原金融商品プールに含まれる金融商品のキャッシュ・フロー変動性を減少させ、当該金融商品と合わせた場合に、SPPI 要件を満たすもの（例：金利キャップ、金利フロアー、当該金融商品に係る信用リスクを減少させる契約）
 - ② 次の点のみの差異に対処するために、トランシェのキャッシュ・フローと原金融商品プールに含まれる金融資産のキャッシュ・フローとを一致させるもの
 - ア．金利が固定型か変動型か
 - イ．キャッシュ・フローが表示される通貨（当該通貨のインフレーション

金融商品の契約条件において定められている取引を指しているとされている。(IFRS 第9号 BC4.290 項)

¹⁶⁾ 原プールは、IFRS 第9号の分類の要求事項（セクション4.1）の範囲に含まれていないが元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等である契約上のキャッシュ・フローを有する金融商品（例：一部のリース債権）を含んでいてもよい。しかし、残価リスクの対象となっているか又は基本的な融資のリスク若しくはコストではない変数（例えば、市場賃料率）に連動している変動リース料で構成されているリース債権は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等である契約上のキャッシュ・フローを有していない。(IFRS 第9号 B4.1.23 項)

を含む)

ウ. キャッシュ・フローの時期

- (3) 当該トランシェに内在する原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか又はそれ以下である(例: 分類を検討しようとしているトランシェの信用格付けが、原金融商品プールの資金源となった単一のトランシェに適用される信用格付けと同等又はそれより高い)

28. また、次の場合には、純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定しなければならない。
(IFRS 第9号 B4.1.26 項)

- (1) 当初認識時に保有者が前項の条件を判定できない場合
- (2) 当初認識後に原商品プールが前項(2)の条件を満たさなくなるように変化する可能性がある場合¹⁷

以 上

¹⁷ 別紙3 第27 項(2)の条件を満たさない資産で担保されている金融商品を含んでいる場合には、企業が担保を支配する意図で当該トランシェを取得したのでない限り、こうした資産の所有権を得る能力については、SPPI 要件を評価する目的上は無視しなければならない。(IFRS 第9号 B4.1.26 項)